

一般社団法人 中部地区自動車管理業協会 会則

第1条 (趣 旨)

この規則は、一般社団法人中部地区自動車管理業協会（以下「本会」という）定款に基づく会員の詳細、納付すべき入会金、会費及び会運営に関して必要な事項を定める。

第2条 (会 員)

1. 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
2. 正会員は、自動車管理業（自動車の運転、整備、燃料・備品・消耗品の管理等を請け負う事業、運転手の派遣事業、運送事業など）を営む法人及び個人、並びにこれらの者を構成員とする団体とする
3. 賛助会員は前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。
4. 前2項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体を特別会員とする。

第3条 (入 会)

本会に入会しようとする者は、当法人所定の様式により申込み、代表理事の承認を受けなければならない。

第4条 (入会金及び会費)

1. 会員は下記の入会金及び年会費を納付しなければならない。

① 入会金	正会員	30,000 円
② 年会費	正会員	120,000 円
	賛助会員	30,000 円
2. 入会金及び年会費は本会の請求に基づき、請求後30日以内に指定口座宛に入金するものとし、事業年度の中途での入会時は、年会費は月割り計算とする。
3. 年会費については、一括納付(4月度)または分割納付(4月度・10月度)とする。

第5条 (臨時会費)

本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

第6条 (退 会)

会員が次の各号に該当するときは退会したものとみなす。

- ① 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ② 死亡、または失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ 会費を納入せず、督促後4ヶ月以上納入しないとき
- ④ 本会の会則に違反し、会員としてふさわしくないと認められ、総会において出席会員の3分の2以上の決議を得て除名されたとき

第7条（会費等の返還）

本会は、定款第8条の規定に基づく会員の退社及び第9条の規定に基づく会員の除名に際して、既に納付された入会金、正会員会費又は賛助会員会費は返還しないものとする。

第8条（役員を選出）

1. 本会の役員として、会長・副会長・会計・会計監査を各1名定める。
2. 役員は法人会員にあっては、当該法人の取締役またこれに準ずるもの、個人会員にあっては本人とし、正会員の中から選出する。
3. 会長は本会を代表し、総会及び役員会の議長となり本会を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。会計は本会の会計業務を担当し、収支に関する書類を作成する。会計監査は本会の会計を監査する。
4. 役員は総会にて決定し、その任期は2年とするが、再任を妨げないものとする。
5. 役員がその任にふさわしくないと認められたときは、総会にて出席会員の3分の2以上の決議を得て解任することができる

第9条（役員会）

理事及び前条の役員は役員会を構成し、会事業の執行を決定する。但し、必要に応じて他の会員の参加を要請する。

第10条（運営委員会）

本会の目的遂行のため諸活動を行い、会員及び本会の趣旨に賛同する者を対象に、原則として奇数月第3水曜日に運営委員会を開催する。

第11条（会 議）

本会は、事業の円滑な遂行を図るため、会議を設けることができる。会議は、その目的とする事項について、調査・研究・審議を行う。

第12条（顧問及び相談役）

本会に、役員会及び総会の承認を経て顧問及び相談役を置くことができる。

第13条（会則変更）

本会の会則変更は、総会の決議により決定するものとする。

第14条（細 則）

本会則に定めるものの他、本会の運営上必要な細則は、役員会の審議を経て会長が別に定める。

改定日 2017年4月14日

[旅費交通費等支給規程]

第1条 (目的)

この規程は、本会会員が本会用務のため出張する場合に支給する、交通費・宿泊費・日当について定める。この規程における出張とは、協会定款及び会則の趣旨に則り、会の目的達成と健全な会活動の推進のために、会員の所在地とは異なる場所に出向く行為とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、会員・賛助会員及び会員各社の社員に適用する。

第3条 (交通費)

会員が、機関決定に基づき又は会長の命により出張する場合に、下記により旅費を支給する。

- (1) 順路にて目的地まで往復するために要する、公共交通機関の普通運賃を実費支給する。
- (2) やむを得ない事由により順路を変更した場合は、変更した順路により計算し支給する。

第4条 (宿泊費)

会員が、機関決定に基づき又は会長の命により出張し、宿泊を要すると認められた場合に、下記により宿泊費を支給する。

- (1) 宿泊費は一泊につき上限10,000円とし、実費を支給する
- (2) やむを得ない事由により前項の額を超える場合は、実費を支給する。

第5条 (日当)

日当は、出張に要した日数分を、次の区分により支給する。

- (1) 県内 (日額) …… 4時間以内：3,000円 / 4時間以上：6,000円
- (2) 県外 (日額) …… 4時間以内：6,000円 / 4時間以上：9,000円

第6条 (その他)

この規程に定めのない事項は、事前に理事会の承認を受けて支給することができる。また、この規程に定められた支給額については、一定期間ごとに見直しをするものとする。

第7条 (施行期日)

本規程は2017年4月14日からこれを実施する。

[慶弔見舞金規程]

第1条（目的）

この規程は、本会会員の慶弔事において、祝意または弔意を表すために支給する給付金について定める。

第2条（弔意金）

本人死亡の場合

- | | | |
|----------|-----|---------|
| (1) 正会員 | ・・・ | 50,000円 |
| (2) 賛助会員 | ・・・ | 30,000円 |
| (3) 特別会員 | ・・・ | 10,000円 |

第3条（その他）

前条以外の慶弔について理事会が適当と認めた場合には、祝い金、弔慰金及び見舞金を贈ることができるものとする。

第4条（施行期日）

本規程は2017年4月1日からこれを実施する。

改定日 2017年4月14日